

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="215 363 562 389">○文京区建設事務手数料条例</p> <p data-bbox="824 416 1115 442">平成十二年三月二十三日</p> <p data-bbox="931 469 1115 494">条例第二十五号</p> <p data-bbox="719 521 1115 547"><u>令和〇〇年〇月〇日条例第〇〇号</u></p> <p data-bbox="170 571 248 596">（趣旨）</p> <p data-bbox="129 624 1115 743">第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p data-bbox="129 770 394 796">第二条から第五条まで</p> <p data-bbox="143 823 192 849">（略）</p> <p data-bbox="176 876 264 901"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="152 928 600 954"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1229 363 1576 389">○文京区建設事務手数料条例</p> <p data-bbox="1861 416 2152 442">平成十二年三月二十三日</p> <p data-bbox="1968 469 2152 494">条例第二十五号</p> <p data-bbox="1184 571 1263 596">（趣旨）</p> <p data-bbox="1144 624 2130 743">第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、区が徴収する建設事務に係る手数料は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1144 770 1408 796">第二条から第五条まで</p> <p data-bbox="1158 823 1207 849">（略）</p>

改正後（案）					現行				
別表第一（第二条関係）					別表第一（第二条関係）				
事務		名称	額	徴収時期	事務		名称	額	徴収時期
1から 31ま で	(略)	(略)	(略)	(略)	1から 31ま で	(略)	(略)	(略)	(略)
31の2	<u>建築基準法第五十二 条第六項第三号の規 定による建築物の容 積率に関する特例の 認定の申請に対する 審査</u>	<u>建築物の容積率の特例 認定申請手数料</u>	<u>二万八千円</u>	<u>認定申請のと き。</u>	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
32か ら35 まで	(略)	(略)	(略)	(略)	32か ら35 まで	(略)	(略)	(略)	(略)
35の2	<u>建築基準法第五十五 条第三項の規定によ る建築物の高さに関 する特例の許可の申 請に対する審査</u>	<u>建築物の高さの特例許 可申請手数料</u>	<u>十六万円</u>	<u>許可申請のと き。</u>	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改正後（案）					現行				
36	建築基準法第五十五条第四項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。	36	建築基準法第五十五条第三項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。
37から38まで	(略)	(略)	(略)	(略)	37から38まで	(略)	(略)	(略)	(略)
38の2	建築基準法第五十八条第二項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	十六万円	許可申請のとき。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
39から49の2まで	(略)	(略)	(略)	(略)	39から49の2まで	(略)	(略)	(略)	(略)
50	建築基準法第八十六条第一項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の	一団地内において建築等を <u>する</u> 一又は二以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が一又は二である場合にあっては	認定申請のとき。	50	建築基準法第八十六条第一項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の	一団地内に <u>建築される</u> 一又は二以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が一又は二である場合にあっては	認定申請のとき。

改正後（案）					現行				
	緩和に係る特例の認定の申請に対する審査		八万二千円、建築物の数が三以上である場合には八万二千円に二を超える建築物の数の二万九千円を乗じて得た額を加算した額			緩和に係る特例の認定の申請に対する審査		八万二千円、建築物の数が三以上である場合には八万二千円に二を超える建築物の数の二万九千円を乗じて得た額を加算した額	
51	(略)	(略)	(略)	(略)	51	(略)	(略)	(略)	(略)
51の2	建築基準法第八十六条第三項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内において <u>建築等を</u> する一又は二以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積	建築物の数が一又は二である場合には二十万八千円、建築物の数が三	許可申請のとき。	51の2	建築基準法第八十六条第三項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内に <u>建築される</u> 一又は二以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	建築物の数が一又は二である場合には二十万八千円、建築物の数が三	許可申請のとき。

改正後（案）					現行				
		率に関する特例許可申請手数料	以上である場合にあっては二十万八千円に二を超える建築物の数に二万九千円を乗じて得た額を加算した額					以上である場合にあっては二十万八千円に二を超える建築物の数に二万九千円を乗じて得た額を加算した額	
51の3	(略)	(略)	(略)	(略)	51の3	(略)	(略)	(略)	(略)
52	建築基準法第八十六条の二第一項の規定による <u>建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査</u>	<u>公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料</u>	建築物の数が一である場合にあっては八万二千元、建築物の数が二以上である場合にあっては八万二千元に一を	認定申請のとき。	52	建築基準法第八十六条の二第一項の規定による <u>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</u>	建築物（ <u>一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。</u> ）の数が一である場合にあっては八万二千元、	認定申請のとき。	

改正後（案）					現行				
			超える建築物の数の二万九千円を乗じて得た額を加算した額					建築物の数が二以上である場合にあっては八万二千円を一を超える建築物の数の二万九千円を乗じて得た額を加算した額	
52の2	建築基準法第八十六条の二第二項又は第三項の規定による建築物の新築又は増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料</u>	建築物の数が一である場合には二十万八千円、建築物の数が二以上である場合にあっては二十万八千	許可申請のとき。	52の2	建築基準法第八十六条の二第二項又は第三項の規定による一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数	建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を	許可申請のとき。

改正後（案）					現行				
			円に一を超える建築物の数に二万九千円を乗じて得た額を加算した額				場合にあつては二十三万八千円、建築物の数が二以上である場合にあっては二十三万八千円に一を超える建築物の数に二万九千円を乗じて得た額を加算した額		
53から66まで	(略)	(略)	(略)	(略)	53から66まで	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後（案）					現行									
別表第二(第二条関係)					別表第二(第二条関係)									
事務	名称				額	徴収 時期	事務	名称				額	徴収 時期	
1 都市低炭 素化促進 法第五十 四条第一 項の規定 による低 炭素建築 物新築等 計画の認 定の申請 に対する 審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 (略)				(略)	認定 申請 の と き。	1 都市低炭 素化促進 法第五十 四条第一 項の規定 による低 炭素建築 物新築等 計画の認 定の申請 に対する 審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 (略)				(略)	認定 申請 の と き。	
	1 申 請に併 せて区 長が指 定する 者（以 下「適 合性確 認機 関」と い う。） が作成 した都 市低炭 素化促	(1) 一戸建て住宅 (略)	(略)	(略)				1 申 請に併 せて区 長が指 定する 者（以 下「適 合性確 認機 関」と い う。） が作成 した都 市低炭 素化促	(1) 一戸建て住宅 (略)	(略)	(略)			(略)
	イ 住 戸の部 分 (人の 居住の 用途に 供する 部分に 限る。 以下同 じ。)	(2) ア 住 戸の部 分 (人の 居住の 用途に 供する 部分に 限る。 以下同 じ。)	(略)	(略)				イ 住 戸の部 分 (人の 居住の 用途に 供する 部分に 限る。 以下同 じ。)	(2) ア 住 戸の部 分 (人の 居住の 用途に 供する 部分に 限る。 以下同 じ。)	(略)	(略)			(略)
イ 共 用部分 (住宅	イ 共 用部分 (住宅	(略)	(略)	イ 共 用部分 (住宅	イ 共 用部分 (住宅	(略)	(略)	(略)						

改正後（案）					現行				
	進法第 五十四 条第一 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ること を示す 書類が 提出さ れた場 合	の用途 に供す る共用 廊下、 共用階 段その 他共用 部分を いう。 以下同 じ。）			進法第 五十四 条第一 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ること を示す 書類が 提出さ れた場 合	分（住 宅の用 途に供 する共 用廊 下、共 用階段 その他 共用部 分をい う。以 下同 じ。）			
		ウ 非 住宅の 部分 （住戸 の部分 及び共 用部分 以外の	（略）	（略）			ウ 非 住宅の 部分 （住戸 の部 分、共 用廊下 等の部	（略）	（略）

改正後（案）					現行				
			部分を いう。 以下同 じ。)				分以外 の部分 をい う。以 下同 じ。)		
		(3) (1) 及び (2) 以外の 建築物	(略)	(略)			(3) (1) 及び (2) 以外の 建築物	(略)	(略)
	2 1 以外の 場合	(1) 一戸建 て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、 窓等を通しての熱の損失の防止に 関する誘導基準及び一次エネルギ ー消費量に関する誘導基準（令和 四年国土交通省告示第千百六 号。）をいう。以下同じ。）によ る場合	二万千円		2 1 以外の 場合	(1) 一戸建て住宅		三万五千円
			誘導仕様基準以外による場合	三万五千円					

改正後（案）						現行						
			(2) ア 住	(ア)	建築物の総戸数が	二万千円				(2) ア 住	(新設)	(新設)
		共同住	戸の部	誘導仕	一戸のもの				共同住	戸の部		
		宅等	分	様基準	建築物の総戸数が	三万九千円			宅等	分	(新設)	(新設)
				による	二戸以上五戸以下							
				場合	のもの							
					建築物の総戸数が	五万六千円					(新設)	(新設)
					六戸以上十戸以下							
					のもの							
					建築物の総戸数が	八万円					(新設)	(新設)
					十一戸以上二十五							
					戸以下のもの							
					建築物の総戸数が	十二万円					(新設)	(新設)
					二十六戸以上五十							
					戸以下のもの							
					建築物の総戸数が	十八万二千円					(新設)	(新設)
					五十一戸以上百戸							
					以下のもの							
					建築物の総戸数が	二十六万千円					(新設)	(新設)
					百一戸以上二百戸							
					以下のもの							

改正後（案）					現行					
				建築物の総戸数が 二百一戸以上三百 戸以下のもの	三十四万円				(新設)	(新設)
				建築物の総戸数が 三百一戸以上のも の	三十九万円				(新設)	(新設)
	(イ)	誘導仕 様基準 以外に よる場 合		建築物の総戸数が 一戸のもの	三万五千元				建築物の総戸数が一戸のも の	三万五千元
				建築物の総戸数が 二戸以上五戸以下 のもの	六万九千元				建築物の総戸数が二戸以上 五戸以下のもの	六万九千元
				建築物の総戸数が 六戸以上十戸以下 のもの	九万七千元				建築物の総戸数が六戸以上 十戸以下のもの	九万七千元
				建築物の総戸数が 十一戸以上二十五 戸以下のもの	十三万七千元				建築物の総戸数が十一戸以 上二十五戸以下のもの	十三万七千元
				建築物の総戸数が 二十六戸以上五十 戸以下のもの	十九万七千元				建築物の総戸数が二十六戸 以上五十戸以下のもの	十九万七千元

改正後（案）					現行					
				建築物の総戸数が 五十一戸以上百戸 以下のもの	二十八万三千 円				建築物の総戸数が五十一戸 以上百戸以下のもの	二十八万三千 円
				建築物の総戸数が 百一戸以上二百戸 以下のもの	三十八万五千 円				建築物の総戸数が百一戸以 上二百戸以下のもの	三十八万五千 円
				建築物の総戸数が 二百一戸以上三百 戸以下のもの	五十万八千円				建築物の総戸数が二百一戸 以上三百戸以下のもの	五十万八千円
				建築物の総戸数が 三百一戸以上のも の	六十万円				建築物の総戸数が三百一戸 以上のもの	六十万円
		イ 共 用部分	(略)		(略)			イ 共 用廊下 等の部 分	(略)	(略)
		ウ 非 住宅の 部分	(略)		(略)			ウ 非 住宅の 部分	(略)	(略)

改正後（案）						現行					
		(3)	(略)	(略)				(3)	(略)	(略)	
		(1)						(1)			
		及び						及び			
		(2)						(2)			
		以外の						以外の			
		建築物						建築物			
2	都市低炭素化促進法第五十条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (略)			変更認定申請のとき。	2	都市低炭素化促進法第五十条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (略)			変更認定申請のとき。
	1 申請に併せて適合確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四	(1) 一戸建て住宅	(略)				1 申請に併せて適合確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四	(1) 一戸建て住宅	(略)		
	条第一項各号	(2) ア 住戸の部分	(略)				条第一項各号	(2) ア 住戸の部分	(略)		
		イ 共用部分	(略)					イ 共用廊下等の部分	(略)		

改正後（案）					現行						
	に掲げる基準に適合していること	ウ 非住宅の部分	(略)		(略)		に掲げる基準に適合していること	ウ 非住宅の部分	(略)		(略)
			(3)	(略)					(略)	(3)	(略)
	書類が提出された場合	及び	(1)	(2)	以外の建築物		書類が提出された場合	及び	(1)	(2)	以外の建築物
2 1	以外の場合	一戸建て住宅	(1) 誘導仕様基準による場合		一万五千元	2 1	以外の場合	(1) 一戸建て住宅		一万八千元	
			誘導仕様基準以外による場合		一万八千元						
	共同住宅等	ア 住戸の部分	(ア) 誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が一戸のもの		一万五千元		共同住宅等	ア 住戸の部分	(新設)	
				建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		二万七千元				(新設)	

改正後（案）					現行					
				建築物の総戸数が 六戸以上十戸以下 のもの	四万円				(新設)	(新設)
				建築物の総戸数が 十一戸以上二十五 戸以下のもの	五万六千円				(新設)	(新設)
				建築物の総戸数が 二十六戸以上五十 戸以下のもの	八万五千元				(新設)	(新設)
				建築物の総戸数が 五十一戸以上百戸 以下のもの	十二万八千円				(新設)	(新設)
				建築物の総戸数が 百一戸以上二百戸 以下のもの	十八万四千元				(新設)	(新設)
				建築物の総戸数が 二百一戸以上三百 戸以下のもの	二十四万千円				(新設)	(新設)
				建築物の総戸数が 三百一戸以上のも の	二十七万八千 円				(新設)	(新設)

改正後（案）				現行			
	(イ)	建築物の総戸数が 一戸のもの	一万八千円			建築物の総戸数が一戸のも の	一万八千円
	誘導仕 様基準 以外に よる場 合	建築物の総戸数が 二戸以上五戸以下 のもの	三万七千円			建築物の総戸数が二戸以上 五戸以下のもの	三万七千円
		建築物の総戸数が 六戸以上十戸以下 のもの	五万二千円			建築物の総戸数が六戸以上 十戸以下のもの	五万二千円
		建築物の総戸数が 十一戸以上二十五 戸以下のもの	七万四千円			建築物の総戸数が十一戸以 上二十五戸以下のもの	七万四千円
		建築物の総戸数が 二十六戸以上五十 戸以下のもの	十万八千円			建築物の総戸数が二十六戸 以上五十戸以下のもの	十万八千円
		建築物の総戸数が 五十一戸以上百戸 以下のもの	十五万九千円			建築物の総戸数が五十一戸 以上百戸以下のもの	十五万九千円
		建築物の総戸数が 百一戸以上二百戸 以下のもの	二十二万千円			建築物の総戸数が百一戸以 上二百戸以下のもの	二十二万千円

改正後（案）						現行								
					建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十九万千円					建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十九万千円		
					建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	三十四万二千円					建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	三十四万二千円		
			イ 共用部分	(略)	(略)	(略)					イ 共用廊下等の部分	(略)	(略)	(略)
			ウ 非住宅の部分	(略)	(略)	(略)					ウ 非住宅の部分	(略)	(略)	(略)
		(3)	(1) 及び (2) 以外の建築物	(略)	(略)	(略)					(3)	(1) 及び (2) 以外の建築物	(略)	(略)

改正後（案）					現行						
別表第三（第二条関係）					別表第三（第二条関係）						
事務	名称			額	徴収 時期	事務	名称			額	徴収 時期
1 か ら 2 ま で	(略)			(略)	(略)	1 か ら 2 ま で	(略)			(略)	(略)
3	建築物 省エネ 法第三 十五条 第一項 の規定 による 建築物 エネル	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (略)			認定 申請 の と き。	3	建築物 省エネ 法第三 十五条 第一項 の規定 による 建築物 エネル	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (略)			認定 申請 の と き。
	1 申 請に併 せて建 築物省 エネ法 第三十 五条第	(1)	一戸建て住宅	五千百円		1 申 請に併 せて建 築物省 エネ法 第三十 五条第	(1)	一戸建て住宅（一棟の建築物からな る一戸の住宅をいう。以下同じ。）	五千百円		
		(2)	ア 住宅部分 (略)	(略)			(2)	ア 住宅部分 (略)	(略)	(略)	
		(1) 以 外の建築 物					(1) 以 外の建築 物				

改正後（案）							現行						
ギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		イ 非住宅部分	(略)	(略)		ギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		イ 非住宅部分	(略)	(略)	
		2 1	(1) ア 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万円	2 1			(1) 一戸建て住宅	(新設)	(新設)		
	以外の場合	住宅											

改正後（案）					現行					
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千円				(新設)	(新設)
			イ 誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円
(2) 以外の建築物	ア 住宅部分	(ア) 誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千円	(2) 以外の建築物	ア 住宅部分		(新設)	(新設)

改正後（案）				現行			
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千円			(新設)	(新設)
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十一万八千円			(新設)	(新設)
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十七万九千円			(新設)	(新設)
	(イ) 誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メー	六万九千百円			当該部分の床面積の合計が三百平方メー	六万九千百円

改正後（案）						現行						
					トル未満のもの						トル未満のもの	
					の						の	
					当該部分の床面積の合計が	十一万六千円					当該部分の床面積の合計が	十一万六千円
					三百平方メートル以上二千						三百平方メートル以上二千	
					平方メートル未満のもの						平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が	十九万六千円					当該部分の床面積の合計が	十九万六千円
					二千平方メートル以上五千						二千平方メートル以上五千	
					平方メートル未満のもの						平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が	二十八万千円					当該部分の床面積の合計が	二十八万千円
					五千平方メートル以上のもの						五千平方メートル以上のもの	
					の						の	

改正後（案）							現行										
				イ 非住宅部分	(ア) モデル建物法 (略)	(略)					イ 非住宅部分	(ア) モデル建物法 (略)	(略)				
					(イ) 標準入力法等 (略)	(略)						(イ) 標準入力法等 (略)	(略)				
4	建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (略)	1 申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合して	(1) 一戸建て住宅		三千七百円	変更認定申請のとき。	4	建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (略)	1 申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合して	(1) 一戸建て住宅		三千七百円	変更認定申請のとき。		
				(2) ア 住宅部分	(略)	(略)						(2) ア 住宅部分	(略)	(略)			
				(1) イ 非住宅部分	(略)	(略)						(1) イ 非住宅部分	(略)	(略)			

改正後（案）						現行					
定の申請に対する審査	いることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合					定の申請に対する審査	いることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合				
		2 1	(1)	ア 誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの			一万四千円	2 1	(1)	一戸建て住宅
	以外の場合	住宅		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万五千円					(新設)	(新設)

改正後（案）					現行					
			イ 誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万四千二百円				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万四千二百円
				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万七千円				当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万七千円
	(2) (1) 以外の建築物	ア 住宅部分	(ア) 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二万六千円		(2) (1) 以外の建築物	ア 住戸部分	(新設)	(新設)
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万六千円				(新設)	(新設)

改正後（案）				現行			
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	八万三千円			(新設)	(新設)
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十二万五千円			(新設)	(新設)
	(イ) 誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万八千五百円			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万八千五百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千	八万千円			当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千	八万千円

改正後（案）					現行							
				平方メートル 未満のもの					平方メートル 未満のもの			
				当該部分の床 面積の合計が 二千平方メー トル以上五千 平方メートル 未満のもの	十三万八千円				当該部分の床 面積の合計が 二千平方メー トル以上五千 平方メートル 未満のもの	十三万八千円		
				当該部分の床 面積の合計が 五千平方メー トル以上のも の	十九万七千円				当該部分の床 面積の合計が 五千平方メー トル以上のも の	十九万七千円		
	イ 非 住宅部 分	(ア) モデル 建物法によ る場合	(略)	(略)					イ 非 住宅部 分	(ア) モデル 建物法によ る場合	(略)	(略)
		(イ) 標準入 力法等によ る場合	(略)	(略)						(イ) 標準入 力法等によ る場合	(略)	(略)

改正後（案）					現行								
5	建築物 省エネ 法第四 十一条 第一項 の規定 による 建築物 エネル ギー消 費性能 基準に 適合し ている 旨の認 定の申	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数			認定 申請 の と き。	5	建築物 省エネ 法第四 十一条 第一項 の規定 による 建築物 エネル ギー消 費性能 基準に 適合し ている 旨の認 定の申	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数			認定 申請 の と き。		
		1	(1)	一戸建て住宅				五千百円	1	(1)		一戸建て住宅	五千百円
				(2)				ア 住宅部分				(略)	(略)
(1)以 外の建築 物	イ 非住宅部分	(略)	(略)	(1)以 外の建築 物	イ 非住宅部分	(略)	(略)						
2	1	(1)	ア 性能基準（省 令第一条第一項第 二号イ（1）及び 同号ロ(1)に定める 基準をいう。）に よる場合	(略)	(略)	2	1	(1)	ア 性能基準（省 令第一条第一項第 二号イ（1）(i) 及び同号ロ（1） に定める基準をい う。）による場合	(略)	(略)		

改正後（案）						現行					
請に對する審査		イ	モデル住宅法（省令第一条第一項第二号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準をいう。）による場合	（略）	（略）	請に對する審査		イ	モデル住宅法（省令第一条第一項第二号イ（2） (i) 及び同号ロ（2）に定める基準をいう。）による場合	（略）	（略）
		ウ	仕様基準（省令第一条第一項第二号イ（3）及び同号ロ（3）に定める基準をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合	（略）	（略）			ウ	仕様基準（省令第一条第一項第二号イ（3）及び同号ロ（3）に定める基準をいう。以下同じ。）による場合	（略）	（略）
	(2) (1) 以外の建築物	ア 住宅部分	(ア) 性能基準（省令第一条第一項第二号イ（1）	（略）	（略）	(2) (1) 以外の建築物	ア 住宅部分	(ア) 性能基準（省令第一条第一項第二号イ（1）	（略）	（略）	

改正後（案）						現行								
				及び同号 ロ（１） 又は同項 第三号に 定める基 準をい う。以下 同じ。） による場 合							<u>(i) 若し</u> <u>くは (ii)</u> 及び同号 ロ（１） 又は同項 第三号に 定める基 準をい う。以下 同じ。） による場 合			
				<u>(イ)</u> フロア入 力法（省 令 <u>第一条</u> <u>第一項第</u> <u>二号イ</u> <u>(2)</u> 及 び同号ロ <u>(2)</u> に	(略)	(略)					<u>(イ)</u> フロア入 力法（省 令 <u>第一条</u> <u>第一項第</u> <u>二号イ</u> <u>(2)</u> <u>(ii)</u> 及び 同号ロ	(略)	(略)	

改正後（案）					現行								
				定める基準をいう。以下同じ。）による場合					(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合				
				(ウ) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	(略)		(略)		(ウ) 仕様基準による場合	(略)		(略)	
			イ 非住宅部分	(ア) モデル建物法による場合	(略)		(略)		イ 非住宅部分	(ア) モデル建物法による場合	(略)		(略)

改正後（案）								現行							
					(イ) 標準入力 法等によ る場合	(略)	(略)						(イ) 標準入力 法等によ る場合	(略)	(略)
6	(略)	(略)					(略)	6	(略)	(略)				(略)	(略)
備考								備考							
1 から 10 まで (略)								1 から 10 まで (略)							
11 向上計画認定申請手数料等 <u>(誘導仕様基準以外による場合に限る。)</u> 又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 (性能基準又はフロア入力法による場合に限る。) について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。								11 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 (性能基準又はフロア入力法による場合に限る。) について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。							
12 向上計画認定申請手数料等 <u>(誘導仕様基準による場合に限る。)</u> 又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 (仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。) について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。								12 <u>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</u> (仕様基準による場合に限る。) について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。							